

3. 支給申請の方法

再就職手当の支給を受けた就職の日から6か月経過した日の翌日から2か月以内に「受給資格者証」と「就業促進定着手当支給申請書」と、出勤簿の写し、賃金台帳の写し等、引き続き雇用されていること、賃金が低下したことを確認できる客観的資料を再就職手当の支給申請を行ったハローワークに提出します。提出は郵送でも差し支えありません。

4. 支給決定について

支給申請書を提出した後、支給・不支給の決定をするために一定の調査期間（約2週間）を要します。支給が決定した場合、口座に入金されるまでさらに約1週間かかります。

支給・不支給の決定は、文書で通知します。

4. 就業手当とは

1年以内の短期的な職業に就いて、5つの支給要件をすべて満たしたときに支給されます。（雇用契約のほか、業務委託や請負も支給対象になります。）

☆ 再就職手当と就業手当の関係

再就職手当…1年を超える安定した職業に就いたと認められる場合

就業手当…1年以内の短期的な職業に就いた場合

例1) 期間の定めのない正社員→再就職手当

6か月の契約社員（更新なし）、日々雇用→就業手当

例2) 会社設立（長期的な事業）→再就職手当

1年の業務委託契約→就業手当

1. 支給要件

(1) 就労した日の前日までの失業の認定を受けただうえで、支給残日数*が、所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上であること。

（下表参照）

※ 支給残日数 = 所定給付日数 - すでに受給した日数

ただし、就職日から受給期間満了日までの日数が限度です。

（給付制限中に就職した場合は、給付制限が終わった日の翌日から受給期間満了日までの日数。（8ページ図参照）

所定給付日数	支給残日数	就業手当の額
90日	45日以上	基本手当日額*×30% (1円未満の端数は切り捨て。)
120日		
150日	50日以上	※基本手当日額の上限…6,290円 (60歳から64歳までの方は5,085円)
180日	60日以上	
210日	70日以上	※基本手当の日額は、毎年8月1日以降に変更されることがあります。(4ページ参照)
240日	80日以上	
270日	90日以上	
300日	100日以上	
330日	110日以上	
360日	120日以上	

- (2) 採用の内定が「受給資格決定日」以後であること。
- (3) 「待期」が経過した後職業に就いたこと。
- (4) 離職理由により「給付制限」を受けた場合(25ページ図参照)
⇒「待期」満了後の1か月間は、ハローワークの紹介または厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。
(※オンライン自主応募は、ハローワークの紹介に該当しません。)
- (5) 離職前の事業主または関連事業主に雇用されたものでないこと。
(※関連事業主とは、資本、資金、人事、取引等の状況からみて離職前の事業主と密接な関係にある事業主をいいます。)

☆ 業務委託や請負の場合は、上記(1)から(3)と、
(4)「離職理由により「給付制限」を受けた場合は、「待期」満了後の1か月間を経過した後に開始したこと」(26ページ図参照)
の4つの支給要件を満たした場合に支給されます。

2. 支給される日数

原則として、就労した日の分について支給されます。

☆ ただし、以下のいずれかにあたる場合は、継続した就労であるとみなされ、就労していない日に対しても基本手当ではなく、就業手当が支給されます。

- ① 雇用保険の加入資格を満たしている場合
(実際には加入手続きをしていない場合も含まれます)
- ② ①以外で、契約期間が7日以上、雇用契約等で、週の所定労働時間が20時間以上、かつ、週の就労日が4日以上の場合

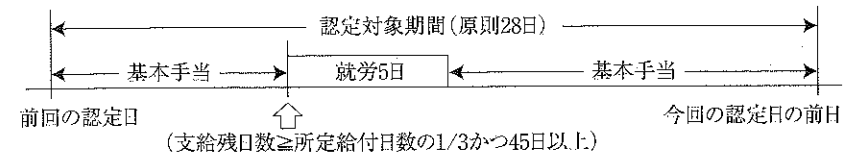
なお、この就業手当が支給された日については、基本手当の支給を受けたものとみなされます。

例) 今回の認定日の「認定対象期間」に5日就労し、就業手当の支給要件に該当する場合。(基本手当日額4,645円)

$$\text{就業手当 } 4,645\text{円} \times 30\% \times 5\text{日} = 6,965\text{円}$$

※ また、就労していない日について失業の認定を行った場合、基本手当が同時に支給されます。

$$\text{基本手当 } 23\text{日} (28\text{日} - 5\text{日}) \times 4,645\text{円} = 106,835\text{円}$$



☆ 就業手当として支給された5日は基本手当が支給されたとみなされ、残日数から差し引かれます。

3. 支給申請の方法

原則として認定日に来所して「受給資格者証」「就業手当支給申請書」と、給与明細書等の就労したことが確認できる客観的資料を提出します。

☆ 就労期間が比較的長期にわたる場合には、認定日のつど、代理人または郵送で申請できる場合があります。この場合は「就業手当支給申請書」に就職(就労)した事実等についての事業主の証明が必要です。また、代理人による申請の場合は委任状が必要です。

4. 支給決定について

認定日において支給申請書を提出した後、支給・不支給が決定されます。

5. 常用就職支度手当とは

受給期間内に、次の「1. 支給要件」のすべてを満たして就職したときに支給されます。

1. 支給要件

- (1) 障害者等の就職が困難な方、45歳以上の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づく再就職援助